誓　約　書

海南市長　様

学童保育の利用を申し込むにあたり、次のことを誓約します。

１．　学童保育終了後の児童の帰宅については、保護者が迎えます。

２．　児童の迎えについては、時間（通常保育：午後６時まで、延長保育：午後７時まで）を厳守いたします。（ただし、すまいるはうす大東（塩津分室）のみ通常保育：午後６時15分まで、延長保育：午後７時15分まで）

３．　学童保育中の傷害等の事故については、委託法人の加入傷害保険により補償される範囲を限度とすることに異存ありません。

４．　学童保育中の疾病等については、保護者と学童保育室が相互に連絡を取り、速やかに対処いたしますが、これに要した費用については、すべて保護者の負担といたします。

５．　児童が備品等を故意に破損した時は、その費用を弁償いたします。

６．　申請時と状況（家族構成・勤務先等）が変わり次第、速やかに「学童保育利用変更届」を提出いたします。

７．　学童保育利用要件に該当しなくなった場合、速やかに「学童保育利用中止届」を提出いたします。

８．　正当な理由なく学童保育料を滞納いたしません。

９．　４年生以上の児童の入所については、年度途中に３年生以下の児童の入所申込みがあることにより、市からの退所依頼があれば、これに従います。

令和　　年　　月　　日

（保護者住所）海南市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（保護者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞